自治体コンプライアンスを徹底

参考となる判例紹介で注意喚起

新春インタビュー

弁護士 阿部 鋼氏に聞く

環境省の「使用済製品等のリユース促進事業研究会」分科会の委員を務めるなど廃棄物処理法を幅広い分野で活躍する阿部鋼弁護士。これまで一貫して自治体における廃棄物処理法コンプライアンスの徹底を訴え、参考となる判例を紹介、注意喚起に努めている。最近では許可業者の不許可処分の取り消しや廃棄物処理施設の設置許可の取り消しなどの行政訴訟に注目している。（聞き手＝本紙・加藤）

不許可処分も処理計画との適合性審査が必要

―昨年は環境省の「使用済製品等のリユース促進事業研究会」分科会委員に就任されて、ご活躍でした。阿部鋼弁護士（以下、阿部）誠に光栄であり、ご期待に応えるべく精いっぱい励みました。

昨年3月に作成、公表されました「リユース業に関する環境関連法パンフレット～さらなるリユース促進のために～」のお手伝いができ、大変嬉しく思っております。

今年度も新たな研究対象として廃棄物処理法などの環境関連法以外の分野の法制などの調査を開始しています。

―今年は遺品整理に関する法制度などをテーマにした単行本の発刊が予定されておりますが、「遺品整理」や「使用済製品等のリユース促進事業研究会」分科会委員に就任されて、ご活躍でした。阿部 「遺品整理」は新しい社会感覚で法的概念としてはまだ存在しません。私は廃棄物処理法、民法との問題にスポットを当て、適法なり、ご期待に応えるべく分析した専門書をするつもりです。

―本紙姉妹誌「月刊廃棄物」での連載「阿部鋼といっしょに学ぶ廃棄物処理法」が好評ですが、自治体コンプライアンスについて注目される判例を分析しています。

阿部 廃棄物処理法下での廃棄物行政の適法性確保について考える上で大変重要な例を3つ紹介したいと思います。

1つは、A県B町での浄化槽の保守点検や清掃業の業者登録Xが、B町長に対し、浄化槽汚泥の収集運搬業の許可申請を行いましたが、「不許可処分を改め、その取り消しを求めた事案です。

廃棄物処理法では、一般廃棄物処理計画に適合すると認められない場合、不許可処分とすることができるとされていますが、そのポイントを当て、適法な遺品整理の確保の観点から